

2026年度（CBT用）

練習問題・解答ポイント・正解

銀行取引関連法

金融サービス提供法

適合性原則（金融商品取引法）

インサイダー取引規制（金融商品取引法）

業務上横領罪

背任罪

※2026年3月9日公告のとおり、2026年度に実施される法務4級は、「銀行取引関連法」分野の「手形法・小切手法」に代えて「証券取引」や「金融犯罪」等に関連する項目を新設します。

この追加情報は過去に出題のない上記項目について、2025年度受験用の問題解説集をお持ちの方が、2026年4月27日以降に「CBT法務4級」を受験する際の一助となるよう、2026年度受験用が発刊されるまで、練習問題として掲載するものです。

銀行取引関連法

問一

金融サービス提供法

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（金融サービス提供法）の定める内容について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 金融商品販売業者は、顧客に金融商品を販売するに際して、金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明義務を顧客に対して負っている。
- (2) 顧客が自ら重要事項について説明を要しない旨を意思表示した場合でも、重要事項を説明しなかったことによって生じた顧客の損害を賠償する責任は免除されない。
- (3) 勧誘方針の策定・公表は単なる努力義務ではなく、これを行わなかった場合、過料を課されることがある。

解答ポイント&正解

2023年11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、金融サービス提供法の正式名称が「金融サービスの提供に関する法律」から「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改められるとともに（2024年2月1日に改称。略称法令名：金融サービス提供法）、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対して、横断的に、顧客等に対する誠実義務（顧客等の最善の利益を勘案することを含む）の規定を新設することに伴い、金融商品取引法から新設する規定と同趣旨の誠実公正義務に係る規定を削除することとされた。施行は、公布の日（2023年11月29日）から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日とされ、2024年11月1日より施行されている。

金融商品販売業者等は、顧客に金融商品を販売する際に、金融サービス提

供法4条1項各号が規定する重要事項についての説明が義務付けられている。したがって、(1)は正しい。

顧客が自ら重要事項について説明を要しない旨の意思表示をした場合には、原則として、重要事項の説明義務を課した同法4条1項の適用はなく(金融サービス提供法4条7項2号)、同法6条の顧客の損害を賠償する責任を負わない。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。

金融商品販売業者等は、金融商品の販売・勧誘をする場合、あらかじめ、金融商品の勧誘に関する方針を定め、これを公表しなければならない(金融サービス提供法10条)。また、義務違反に対しては、過料を課すこととしている(同法154条)。したがって、(3)は正しい。

正解：(2)

問一2

適合性原則(金融商品取引法)



金融商品取引法における適合性の原則に関する記述について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 適合性の原則に違反した勧誘が行われた場合には、当該勧誘を行った金融商品取引業者等に対して、金融商品取引法上、刑罰に処せられる可能性がある。
- (2) 適合性の原則のうち、狭義の適合性の原則とは、ある特定の利用者に対しては、いかに説明を尽くしても一定の商品の販売・勧誘を行ってはならないという原則である。
- (3) 適合性の原則は、取引の相手方が特定投資家である場合には適用されない。

解答ポイント&正解

適合性原則違反に対する罰則規定はなく、金融商品取引業者等は、適合性の原則に反した場合、金融商品取引法上、刑罰を科されることはない。した

がって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

適合性の原則のうち、狭義の適合性の原則とは、ある特定の利用者に対しては、いかに説明を尽くしても一定の商品の販売・勧誘を行ってはならないという原則である。したがって、(2)は正しい。

特定投資家は、投資について豊富な専門知識をもっており、みずから適切な投資判断ができるため、適合性の原則は、特定投資家には適用されない(金融商品取引法40条1号、45条1号)。したがって、(3)は正しい。

正解：(1)

問一3

インサイダー取引規制(金融商品取引法)

.....
インサイダー取引規制に関する記述について、正しいものは次のうちどれですか。

- (1) 合併に関する意思決定は、インサイダー取引規制における「重要事実」に該当する。
- (2) 上場会社の役員であった者が役員を退任して3カ月経過すると、会社関係者としてのインサイダー取引規制を受けなくなる。
- (3) インサイダー取引規制上の重要事実の公表には、その重要事実が証券取引所のTDnet(適時開示情報閲覧サービス)を利用して公衆の縦覧に供されたときは含まれない。

▶ 解答ポイント&正解

およそ、投資家の投資判断に影響があると思われる情報の全てがインサイダー取引規制の対象となる重要事実とされており、会社の決算情報に関する事実(金融商品取引法166条2項3号)や合併に関する会社の意思決定(同項1号ル)も重要事実該当する。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。

インサイダー取引規制において、会社関係者が会社関係者でなくなっ

ら1年以内の者も規制対象者となる（金融商品取引法166条1項）。したがって、(2)は誤りである。

インサイダー取引規制上の重要事実の公表とは、その重要事実を多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととされているが（金融商品取引法166条4項）、その一つとして、その重要事実を証券取引所のTDnet（適時開示情報閲覧サービス）を利用して公衆の縦覧に供することがある（同法施行令30条）。したがって、(3)は誤りである。実務上はこの方法が広く用いられている。

正解：(1)

問一4

業務上横領罪



判例の立場に従う場合、業務上横領罪に関する説明として、正しいものは次のうちどれですか。

- (1) 銀行の職員が、業務上顧客から預かった印紙類を自ら費消した場合、現金でないので業務上横領罪は成立しない。
- (2) 銀行の顧客営業担当者が、顧客宅で回収したローン返済金を一時的に保管する立場にあったが、返済処理をせずに自分の借金返済に充てた場合、業務上横領罪が成立する。
- (3) 顧客の現金を預かる銀行員は業務者に当たるため、業務上の委託に基づかない個人的な委託に基づく保管金を横領すれば常に業務上横領罪が成立する。

解答ポイント&正解

業務上横領罪の客体は「自己の占有する他人の物」であり（刑法253条）、「物」とは動産、不動産などの「財物」を指す。現金でなくても有体物であれば該当する。したがって、(1)は誤りである。

一定の目的・用途を定めて委託された金銭の所有権は委託者にあり、それ

を受託者が定められた目的・用途以外に処分すれば横領罪となる。顧客からローン返済金として渡された金銭は、費消・流用を禁止して委託されたものとして所有権はなお委託者に属しており、受託者たる顧客営業担当者は、他人の物を業務上占有しているから、受託者が委託の趣旨に反してこれを処分すると業務上横領罪となる。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。

業務上横領罪における「業務」とは、人がその社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいい、「業務上占有する」とは、業務者がその業務の遂行として他人の物を占有することをいうため、業務者であっても業務外で占有している物は、本罪の客体とならない。したがって、(3)は誤りである。

正解：(2)

問一 5

背任



判例の立場に従う場合、背任罪に関する説明として、正しいものは次のうちどれですか。

- (1) 背任罪は、他人のためにその事務を処理する者が、自己もしくは第三者の利益を図り、または本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えた場合に成立する。
- (2) 銀行の職員が当該銀行の内規に反して回収の見込みのない融資を行った場合、実際に返済時期が到来して回収不能が確定するまで、背任罪が成立する可能性はない。
- (3) 銀行の職員が当該銀行の内規に反して融資を行った場合、結果的に約定通り返済され銀行に損害が発生しなかったときであっても、融資を行った時点で背任罪が成立する。

▶ 解答ポイント&正解

背任罪は、「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者

の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたとき」に成立する犯罪である（刑法247条）。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。

回収見込みのない融資を行った場合、たとえ銀行が融資先に対して融資債権を有していても、現実的に回収が困難であれば、融資を実行した時点で財産上の損害があったと評価されることがあり、回収不能という結果を待つまでもなく背任罪が成立する可能性がある。したがって、(2)は誤りである。

前記のように、背任罪の成立には「本人に財産上の損害を加えた」ことが必要であり、損害が発生しなかったのであれば背任罪は成立しない。したがって、(3)は誤りである。

正解：(1)